

見積参加者選考調書（特定随意契約用）

調 達 件 名	令和2年度札幌市短期集中予防型訪問指導事業運営業務
発 注 課	保) 介護保険課
選 定 事 業 者	社会福祉法人 札幌市社会福祉協議会
随意契約の理由（相手方を特定した理由を含む。）	
本事業は、介護保険法第115条の45に基づき、市町村が実施主体として行う地域支援事業の介護予防・日常生活支援総合事業において実施する短期集中予防型サービス事業のうち、健康管理のための支援が必要な高齢者等に対し、定期的な訪問により医療的な視点での支援や指導を行う事業である。 事業の実施にあたっては、全市を対象にサービス提供が可能で、地域包括支援センター等の関係機関と連携しながら活動できる保健師等を相当数確保する必要がある。専門職の確保、業務管理、指導、研修等を一括して担うことのできる事業者は、平成28年度までの札幌市訪問型介護予防事業、平成29年度以降、本事業を受託している本事業者以外にはないことから、特定随意契約とする。	
根 拠 法 令	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
決 定 日	令和2年3月23日